

総合経済対策臨時特別給付金 (低所得の子育て世帯)のご案内

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を踏まえ、低所得世帯を支援するため、18歳以下の児童を扶養する低所得の子育て世帯に対して臨時特別給付金を支給します。

支給対象

令和5年12月1日(基準日)に田原本町に住民登録があり
令和5年度の住民税所得割が非課税の世帯で、
18歳以下(平成17年4月2日生まれ以降)の児童がいる世帯

給付金の支給額

1世帯あたり

5万円

×対象児童の人数

(こども加算)

- 同一世帯の扶養する児童1人につき5万円が加算されます。
- 基準日以降に生まれた新生児、別世帯だが扶養している児童は、申請によりこども加算の対象となります。
※該当する場合は、裏面の問い合わせ先までご連絡ください。

※本給付は差押禁止等及び非課税の対象となります。

受給には手続きが必要な場合があります
裏面をご確認ください



臨時特別給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に
ご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、役場や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

支給手続き

令和5年度住民税均等割非課税の世帯

1. 令和5年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(7万円)を受給した方 → **手続きは必要ありません。**

対象となる世帯にはお知らせ文書が届きます。

お知らせ文書に記載された振込予定口座(7万円の振込口座)に対し、振込予定日に支給金額を振込みます。(振込通知は送付しませんので、通帳記帳等でご確認ください。)

振込口座を変更されたい場合および受給を辞退される場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

2. 令和5年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(7万円)を未受給の方 → **臨時特別給付金(7万円)の支給手続きが必要です。**

支給決定後にお知らせ文書を送付し、7万円の振込口座へ振込みます。

令和5年度住民税均等割のみ課税の世帯

対象となる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた**確認書(または申請書)**が届きます。

同封の記入例を参考に、確認書(または申請書)を完成させて

返信用封筒にて**返信してください。**

支給日は確認書(または申請書)を町が受理した日から約2週間後が目安です。



注意

次の場合は給付対象外となりますので、下記の問い合わせ先までご連絡下さい。

- 令和5年6月以降に、令和5年度の市町村民税に係る修正申告を行い、市町村民税所得割が課税となった人がいる世帯
- 世帯の全員が、住民税均等割課税者に扶養されている世帯
- 既に他市町村等で同様の給付金を受け取られた世帯

申請期限

令和6年5月31日(金)(必着)



お問い合わせ

田原本町臨時特別給付金事業実施本部

 **0744-47-4007**

受付時間 8:30~17:15(土日祝を除く)